

理学療法の施設基準及び訪問リハビリテーションについて

(別紙1)

中医協 診-3-2
17.10.12

		総合リハビリテーション施設		理学療法(Ⅱ)	理学療法(Ⅲ)	理学療法(Ⅳ)	訪問リハビリテーション
		A施設	B施設				
算定する診療報酬		理学療法(Ⅰ)	理学療法(Ⅰ)	理学療法(Ⅱ)	理学療法(Ⅲ)	理学療法(Ⅳ)	在宅訪問リハビリテーション指導管理料
点数(1単位あたり)		個別療法:250点 集団療法:100点	個別療法:250点 集団療法:100点	個別療法:180点 集団療法:80点	個別療法:100点 集団療法:40点	個別療法:50点 集団療法:35点	530点
医師要件		専任の常勤医師2名以上	専任の常勤医師2名以上	専任の常勤医師1名以上	1名以上勤務	※ 規定なし	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅において療養を行っている患者で通院が困難な者に対して行う。
理学療法士の要件		専従の常勤理学療法士が5名以上勤務	専従の常勤理学療法士及び常勤作業療法士がそれぞれ6名以上勤務しており、かつ、その合計数が15名以上	専従する常勤理学療法士が1名以上	週2日以上勤務する理学療法士が1名以上勤務(専従する理学療法の経験を有する従事者が1人以上勤務。ただし、週2日以上勤務する理学療法士が専従の場合にあつては、この限りではない。)		
作業療法士の要件		専従の常勤作業療法士が3名以上勤務					
施設面積等の要件		理学療法に要する専用の施設の広さが300平方メートル以上であり、作業療法に要する専用の施設の広さが100平方メートル以上	理学療法及び作業療法に要する専用の施設の広さが合計240平方メートル以上	治療・訓練を十分実施し得る専用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは100平方メートル以上	45平方メートル以上の専用の施設を有する		
届出数 (平成16年7月現在)	病院	806施設	68施設	3,718施設	725施設	*****	*****
	診療所	6施設	0施設	832施設	775施設	*****	*****

* 個別療法については、患者1人につき1日3単位に限り算定する。集団療法については、患者1人につき1日2単位、かつ、1月に合計8単位に限り算定する。

ただし、別に厚生労働大臣が定める患者については、この限りでない。

回復期リハビリテーション病棟入院料

回復期リハビリテーション病棟入院料 1日につき 1,680点

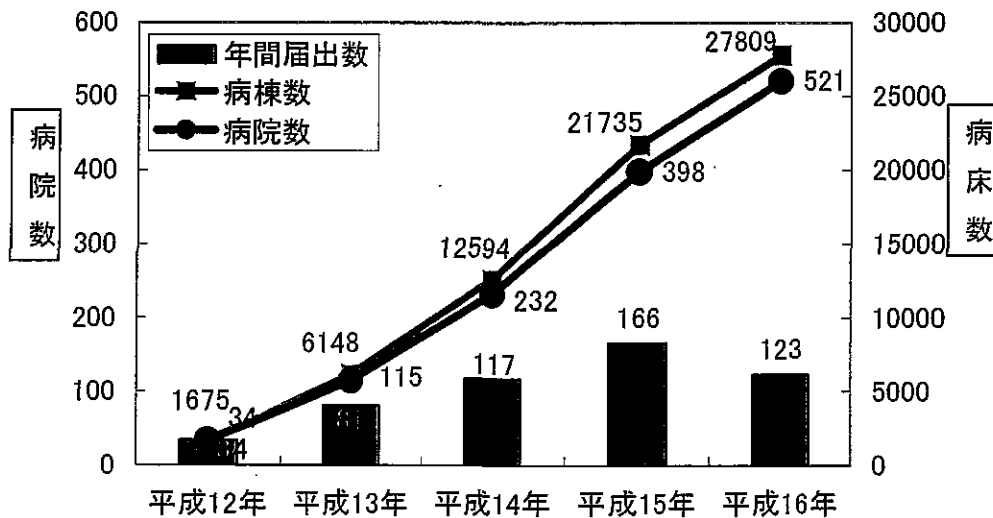
脳血管疾患又は大腿骨頸部骨折等の患者に対して、医師、看護師、理学療法士、作業療法士等が共同してリハビリテーションプログラムを作成し、これに基づき集中的にリハビリテーションを行う病棟 (平成12年度に新設)

1 算定要件

- ・入院後180日を限度に算定できる。
- ・対象患者(*)
 - ① 脳血管疾患、脊髄損傷などの発症後3ヶ月以内の状態
 - ② 大腿骨頸部、下肢または骨盤などの骨折の発症後3ヶ月以内の状態
 - ③ 外科手術または肺炎等の治療時の安静により生じた廃用症候群を有しており、手術後又は発症後3ヶ月以内の状態
 - ④ ①～③に準ずる状態

2 施設基準

- ① 回復期リハビリテーションの必要性の高い患者(*対象患者)を8割以上入院させ、病棟単位で行うものであること。
- ② 病棟に専従の医師1名以上、理学療法士2名以上及び作業療法士1名以上の常勤配置を行うこと。
- ③ 看護職員3:1配置以上、看護補助者6:1配置以上
- ④ 回復期リハビリテーションを行うにつき必要な構造設備を有していること。等



回復期リハビリテーション病棟入院料の届出状況

(各年7月1日現在の届出数)